

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第59号)の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成22年12月22日

北海道運輸局長 中本光夫

記

運賃適用地域	車種区分及び区分の基準
札幌・小樽地区	別表1のとおり
札幌C地区 札幌D地区 札幌E地区 旭川地区 函館A地区 函館B地区 室蘭地区 釧路地区 帯広地区 北見A地区 北見B地区	別表2のとおり

附則

本公示は、平成23年1月4日以降に処分するものから適用する。

附則(平成23年3月18日北海道運輸局公示第67号改正)

本公示は、平成23年3月24日以降に処分するものから適用する。

附則(平成25年4月23日北海道運輸局公示第4号改正)

本公示は、平成25年4月30日以降に処分するものから適用する。

附則(平成26年2月28日北海道運輸局公示第109号改正)

本公示は、平成26年3月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成27年10月26日北海道運輸局公示第32号改正）  
本公示は、平成27年11月2日以降に処分するものから適用する。

附則（平成30年8月27日北海道運輸局公示第30号改正）  
本公示は、平成30年9月10日以降に処分するものから適用する。

附則（令和元年12月13日北海道運輸局公示第40号改正）  
本公示は、令和元年12月16日以降に処分するものから適用する。

附則（令和2年7月1日北海道運輸局公示第15号改正）  
本公示は、令和2年7月1日以降に処分するものから適用する。

附則（令和4年2月4日北海道運輸局公示第57号改正）  
本公示は、令和4年3月10日以降に処分するものから適用する。

附則（令和5年5月1日北海道運輸局公示第11号改正）  
本公示は、令和5年5月1日以降に処分するものから適用する。

附則（令和5年7月10日北海道運輸局公示第29号改正）  
本公示は、令和5年7月10日以降に処分するものから適用する。

附則（令和6年11月18日北海道運輸局公示第51号改正）  
本公示は、令和6年12月2日以降に申請されたものから適用する。

附則（令和8年3月3日北海道運輸局公示第102号改正）  
本公示は、令和8年3月3日以降に申請されたものから適用する。

(別表 1)

車種区分	区分の基準
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち、乗車定員 9 名以上のもの。 ただし、特種車両（福祉）を除く。
大型車	普通自動車のうち、排気量 2.5 リットルを超えるもので、乗車定員 8 名以下のもの。 特種車両（福祉）であって、乗車定員 7 名以上のもの。
普通車	普通自動車のうち、排気量 2.5 リットル以下のもので、乗車定員 8 名以下のもの及び小型自動車で、乗車定員 8 名以下のもの。 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、電気自動車若しくは特種車両（福祉）であって、乗車定員 6 名以下のもの。
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第 2 条の定めによる。</li><li>2. 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう。</li><li>3. 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。</li></ol>

(別表 2)

車種区分	区分の基準
特定 大型車	普通自動車又は小型自動車のうち、乗車定員 7 名以上のもの。 ただし、特種車両（福祉）を除く。
大型車	普通自動車のうち、排気量 2.5 リットルを超えるもので、乗車定員 6 名以下のもの。 特種車両（福祉）であって、乗車定員 7 名以上のもの。
普通車	普通自動車のうち、排気量 2.5 リットル以下のもので、乗車定員 6 名以下のもの及び小型自動車で、乗車定員 6 名以下のもの。 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、電気自動車若しくは特種車両（福祉）であって、乗車定員 6 名以下のもの。
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第 2 条の定めによる。</li><li>2. 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう。</li><li>3. 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。</li></ol>